

# 新規融資 公募要領 (二次公募)

令和2年度  
省エネルギー設備投資に係る利子補給金

2020年7月

## 利子補給金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う利子補給金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に利子補給金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の利子補給金の交付を申請する方、採択されて利子補給金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)、及びSIIが定める「省エネルギー設備投資に係る利子補給金交付規程(SII-F1-R-20200401。以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で利子補給金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 利子補給金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、利子補給金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、利子補給金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、利子補給金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、利子補給金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該利子補給金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の利子補給金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな利子補給金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 利子補給金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ利子補給金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結させた場合には、利子補給金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 経済産業省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者との金銭消費貸借契約は、利子補給金の交付対象とはなりません。
- ⑦ 利子補給金に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑧ SIIは、交付決定後、交付決定した指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、利子補給金の交付の対象となる融資の概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人事業主を除く)

## 1. 事業概要

1-1	事業名称	5
1-2	事業目的	5
1-3	予算額	5
1-4	事業実施スキーム	5
1-5	利子補給対象事業者	5
1-6	利子補給金の交付の対象となる融資	6
1-7	交付対象融資の上限額	7
1-8	利子補給金の交付の対象となる期間	7
1-9	利子補給金の交付の対象となる経費	7
1-10	利子補給金の交付額の計算方法	8
1-11	融資計画書の提出	8
1-12	利子補給金の交付方針の決定	9
1-13	交付の申請	9
1-14	他の国庫事業との重複	9
1-15	事業全体スケジュール	9

## 2. 融資計画書の提出～交付方針決定

2-1	書類受付	13
2-2	融資計画書の提出	13
2-3	提出書類	14
2-4	書類提出先と締切日	15
2-5	問い合わせ先	15
2-6	審査	16
2-7	交付方針決定通知書	16
2-8	融資計画書の変更	16

## 3. 交付申請～交付決定

3-1	交付申請	19
3-2	提出書類	20
3-3	書類提出先と締切日	21
3-4	問い合わせ先	21
3-5	審査	22
3-6	交付決定	22
3-7	公表	22
3-8	交付決定後の変更	22
3-9	交付決定の取消し、罰則等	22

## 4. 実績報告～利子補給金の支払

4-1	概算払請求をする場合の手続き	25
4-2	精算払請求をする場合の手続き	26
4-3	実績報告時の提出書類	27
4-4	書類提出先(実績報告)	27
4-5	精算払又は概算払請求時の提出書類	28
4-6	書類提出先(精算払又は概算払請求)	28

## 5. 資料

5-1	指定金融機関一覧	31
5-2	指定金融機関の業務	32

## 6. 融資計画書の入力例

6-1	(様式第1) 融資計画書	35
6-2	(別添1) 融資計画詳細1	37
6-3	(別添1) 融資計画詳細2	38
6-4	(別添1) 融資計画詳細3	39
6-5	(別添1) 融資計画詳細4	41
6-6	(別添2) 役員名簿(利子補給対象事業者)	42
6-7	(別添3) 利子補給金の交付の対象となる経費リスト	43
6-8	(別添4) エネルギー消費効率の根拠(要件ア)	44
6-9	(別添5) エネルギー消費原単位の改善根拠(要件イ)	45
6-10	(別添6) 省エネルギー取組の根拠(要件ウ)	46
6-11	(別添7) 見込み省エネルギー量の算出(要件アと要件ウ)	47
6-12	(別添7) 見込み省エネルギー量の算出(要件イ)	48

## 7. 付録

日本標準産業分類	51
中小企業者について	52

# 1. 事業概要



1-1 事業名称

令和2年度 省エネルギー設備投資に係る利子補給金

1-2 事業目的

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資等の推進やエネルギー管理の適正化等により、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、平成27年7月に決定された「長期エネルギー需給見通し」における5,030万kl程度の省エネ実現のためには、産業・業務部門等における省エネルギー設備投資等を促すこと等により省エネルギーを推進する必要がある。

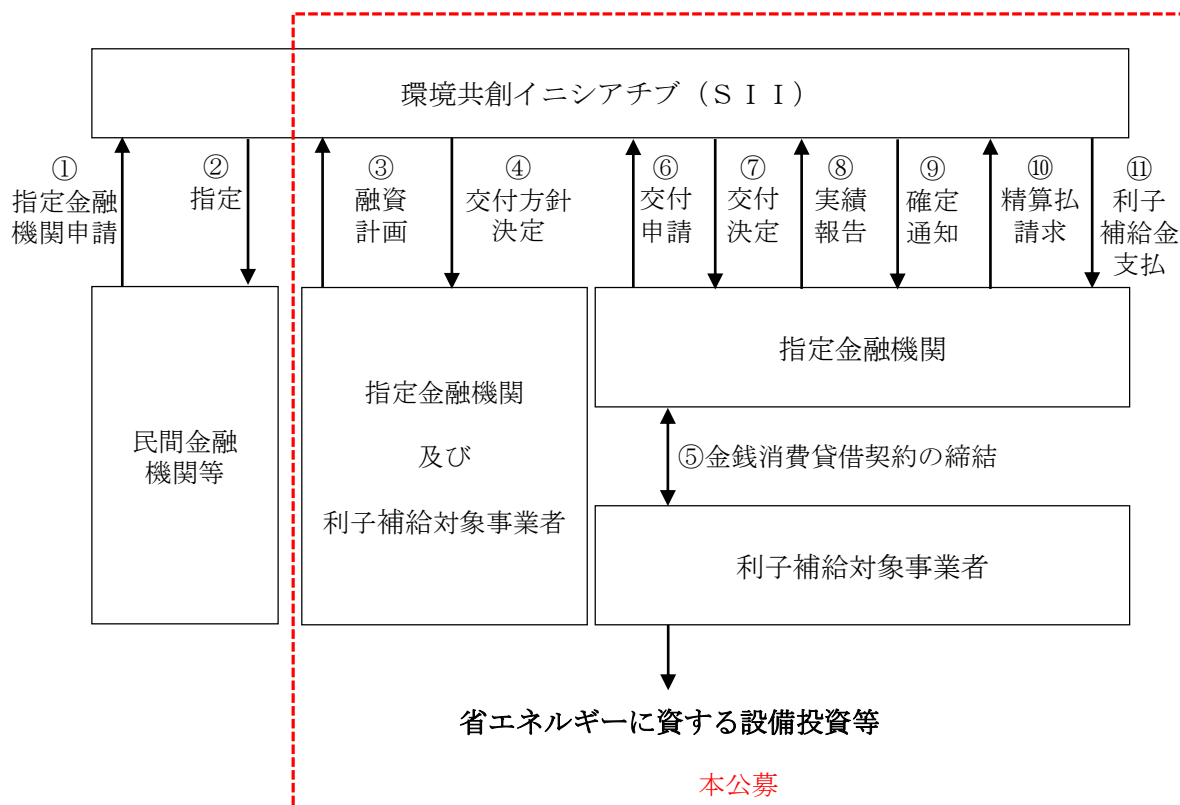
本事業は、省エネルギーに資する設備投資等(以下「利子補給対象事業」という。)を行う民間団体等(以下「利子補給対象事業者」という。)に対して、沖縄振興開発金融公庫及びSIIが指定する機関(以下「指定金融機関」という。)が行った融資に係る利子補給金を交付する事業である。

1-3 予算額

約2.2億円

1-4 事業実施スキーム

本事業の実施スキームは以下の通り。



1-5 利子補給対象事業者

国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主であること。

**1-6 利子補給金の交付の対象となる融資**

利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、SIIが以下の(2)に定める要件を満たす利子補給対象事業を行う者に対して、指定金融機関が行う融資とする。

**(1) 契約内容の要件**

① 利子補給対象事業を実施するための資金について、指定金融機関から受ける融資であること。

※ シンジケートローン及び指定金融機関から融資を受けて利子補給対象事業者に資金を供給（以下「資金供給」という。）する場合も対象とする。ただし、資金供給する者（以下「資金供給者」という。）は、利子補給対象事業者と同一企業グループの親会社や金融子会社に限る。

② 導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間であって、原則、元金均等返済により融資金が完済される金銭消費貸借契約であること。

※ 金利は、融資期間全体にわたって一定の固定金利であって利子補給金の交付が無い場合における金利水準以下とする。

※ 元金均等返済とする際に生じる端数は、最終弁済時に計上とする。端数は原則、千円単位とする。

**(2) 利子補給対象事業の要件**

利子補給対象事業は、次の(ア)～(ウ)のいずれかの要件を満たすこと。

**(ア) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。**

**(イ) 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。**

**(ウ) データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。**

※ 要件(ア)、(イ)ともに、既設設備を更新する場合は対象外とする。

※ 利子補給対象事業の実施場所は、日本国内でエネルギー管理を一体で行う特定された1つの工場・事業場とする。

※ 利子補給対象事業に係る契約・発注は2020年4月1日以降であること。ただし、過年度において採択された利子補給対象事業については、この限りではない。

※ 導入する省エネルギー設備は、以下を全て満たすこと。

・兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。

・中古品でないこと。

・その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業所でないこと。

**1-7 交付対象融資額の上限額**

利子補給対象事業の1事業あたりの交付対象融資額の上限額は、100億円とする。

**1-8 利子補給金の交付の対象となる期間**

利子補給金の交付対象期間は、最長10年間とする。

**1-9 利子補給金の交付の対象となる経費**

利子補給金の交付の対象となる経費は、利子補給対象事業に係る以下の経費とする。

設計費	省エネルギー設備等の導入に必要な機械装置の設計費、システム設計費等。
設備費	省エネルギー設備等の購入に必要な経費。
工事費	省エネルギー設備等の導入に不可欠な工事に要する経費。 ※工事実施に伴う工事用図面等の経費は、設計費に含めず、工事費に含めること。

※以下の経費については補助対象外とする。

- SIIが補助対象外と判断した経費
- 外構工事費(土木工事等)、建築材料等の事業に関係のない工事費
- 消費税



## 1-10 利子補給金の交付額の計算方法

利子補給金の額は、利子補給対象事業の実施に必要な資金について、指定金融機関から受けた融資の残高に利子補給率を乗じたものとする。

## (1) 利子補給率

利子補給金の額を算出するために交付対象融資の残高に乗ずる利子補給率は以下のとおりとする。

融資利率の範囲	利子補給率
0.011(1.1%) ≤ 融資利率	利子補給率 ≤ 0.01(1%)
0.001(0.1%) ≤ 融資利率 < 0.011(1.1%)	利子補給率 ≤ 融資利率 - 0.001(0.1%)
融資利率 < 0.001(0.1%)	利子補給率 = 0

## (2) 利子補給金の額の算定方法

利子補給金の額は、次に掲げる算式をもって、単位期間ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

## 【算式】

$$\text{利子補給金の額} = A \times \frac{B}{365} \times C$$

A: 交付対象融資の単位期間における融資残高

B: 交付対象融資の単位期間における融資残高の存する日数

C: 利子補給率

※ 利子補給金の公募総額が予算額を上回る等の場合、申請した利子補給率より小さい値が適用されることがあり、上記の算式により求められた利子補給金の額を下回ることがある。

※ 利子補給金の額は、小数点以下(1円未満)は切り捨てとする。

## (3) 単位期間

SIIが定める期間(6か月)を単位期間とする。

(単位期間Ⅰ) 2020年3月11日から2020年9月10日までの期間

(単位期間Ⅱ) 2020年9月11日から2021年3月10日までの期間

ただし、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

## 1-11 融資計画書の提出

指定金融機関及び利子補給対象事業者は、交付対象融資について、SIIが別に定める日までに融資計画書を提出すること。

**1-12 利子補給金の交付方針の決定**

SIIは、融資計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、交付又は不交付の方針を決定するとともに、その結果を方針決定通知書により指定金融機関及び利子補給対象事業者に通知する。

**1-13 交付の申請**

方針決定通知書を受けた指定金融機関は、利子補給対象事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後、速やかに交付申請書をSIIに提出すること。

**1-14 他の国庫事業との重複**

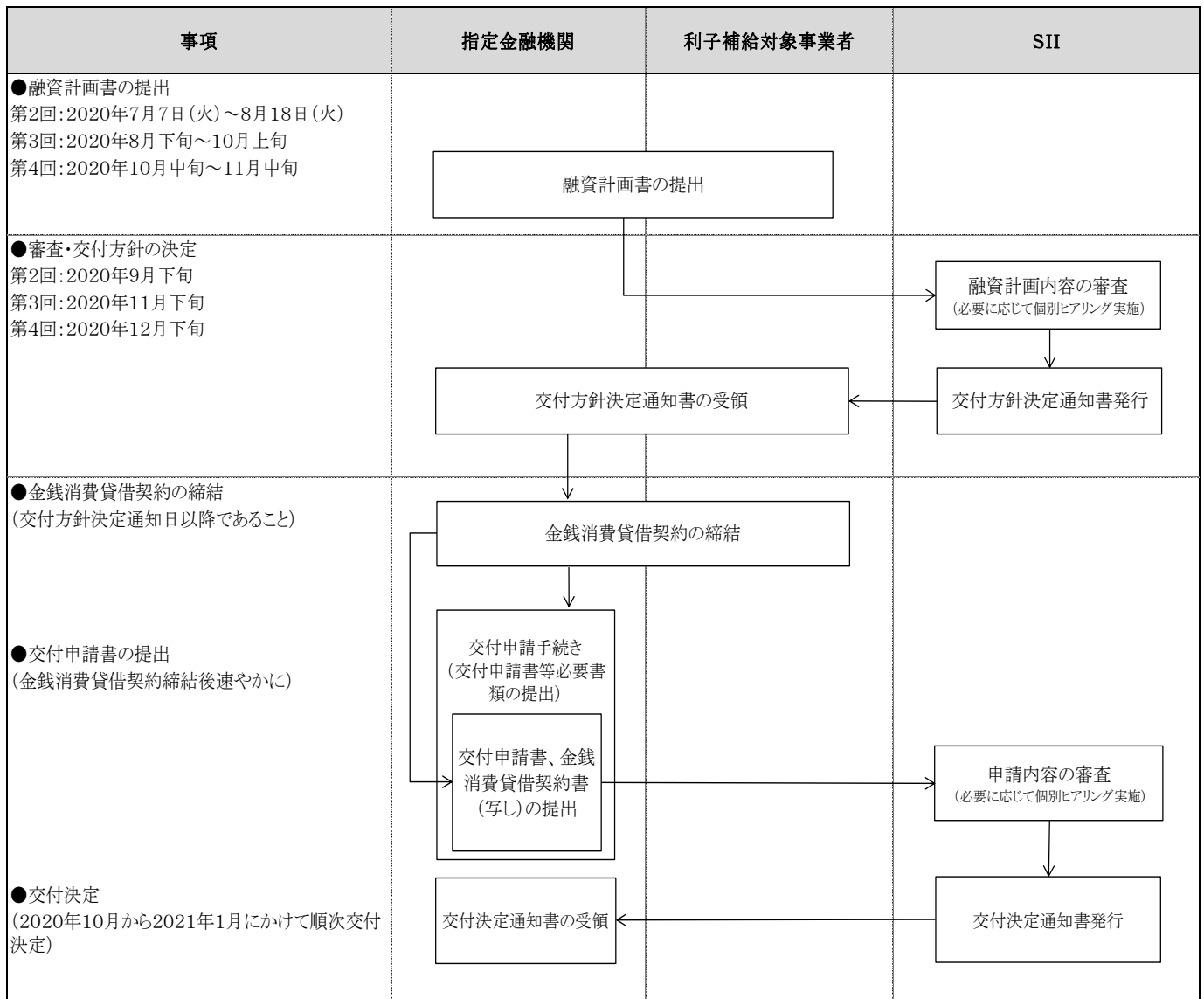
本利子補給金と、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。

税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。

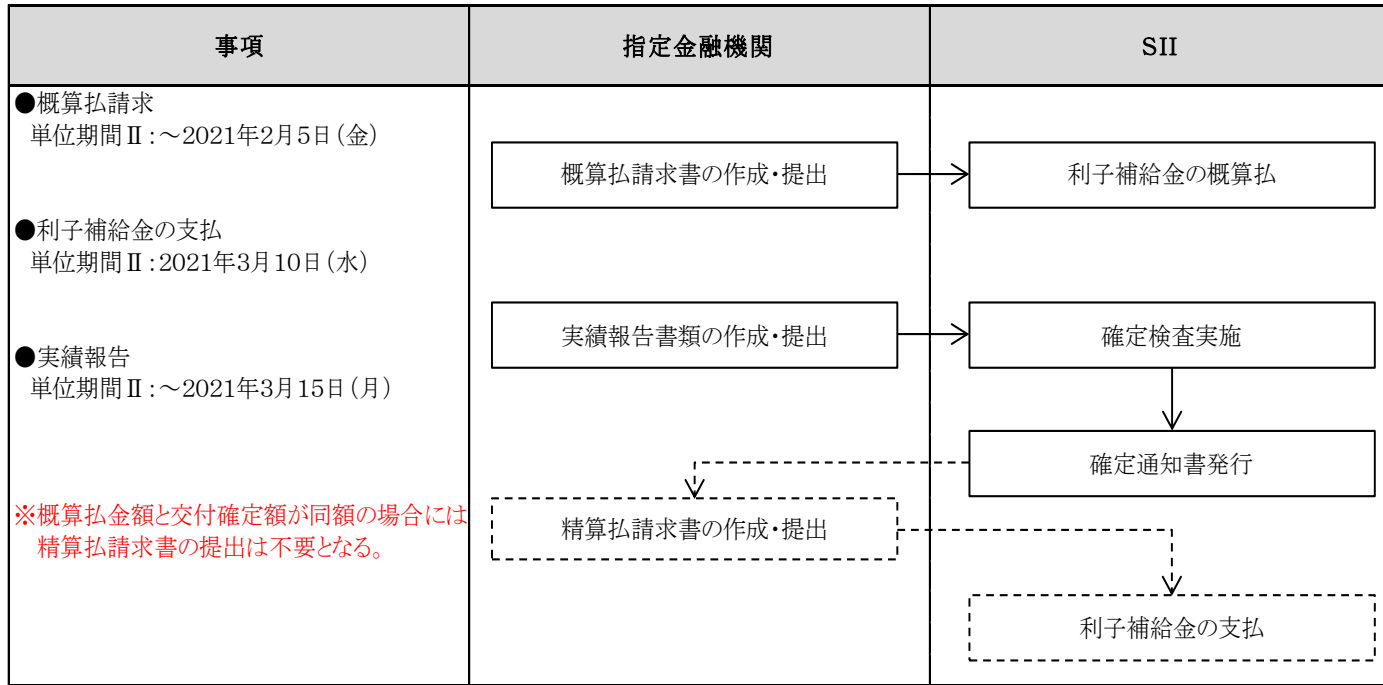
**1-15 事業全体スケジュール**

事業全体のスケジュールは以下の通り。

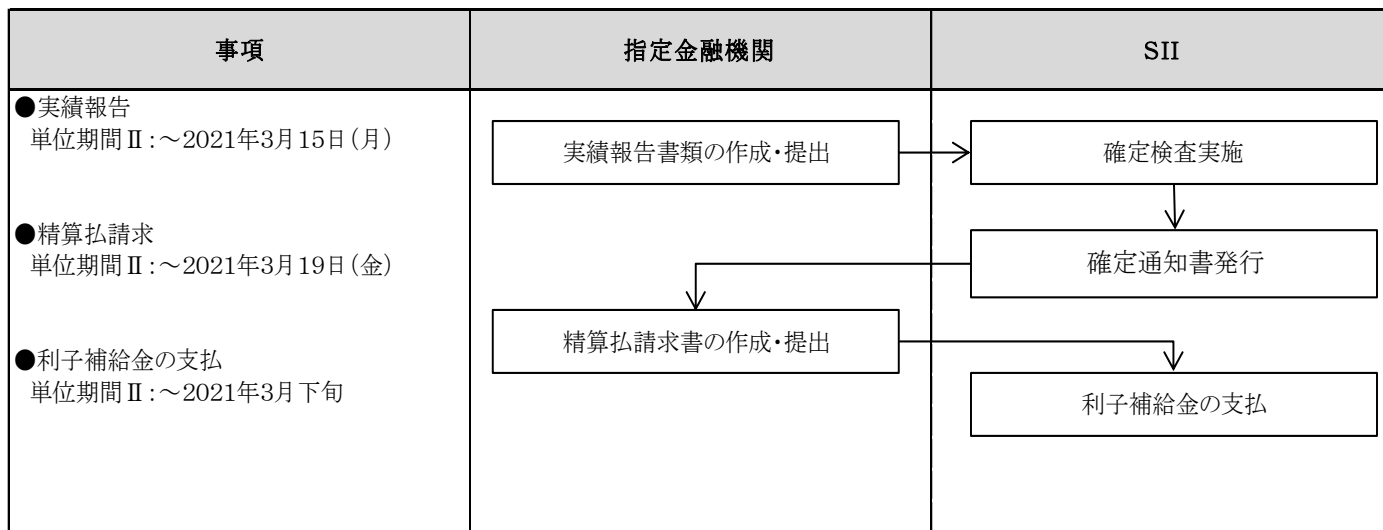
**融資計画書の提出～交付決定までの手続き**



概算払請求をする場合の手続き



精算払請求をする場合の手続き





## **2. 融資計画書の提出～ 交付方針決定**

---

## 2-1 書類受付

## (1) 融資計画書の受付

SIIは、融資計画書の受付を行う。

SIIホームページ(<https://sii.or.jp/rishihokyu02/>)に関連情報を随時公表する。

## (2) 受付期間

第2回:2020年7月7日(火)～8月18日(火)17時必着

第3回:2020年8月下旬～10月上旬

第4回:2020年10月中旬～11月中旬

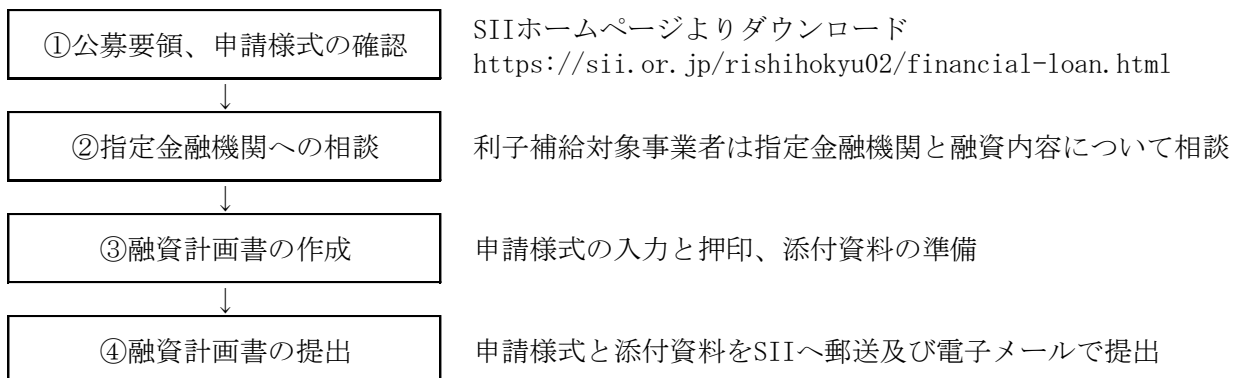
※当該計画書の内容を審査し、交付又は不交付の方針を決定する。

※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付を終了する。

## 2-2 融資計画書の提出

- 指定金融機関及び利子補給対象事業者は、利子補給対象事業を確実に実施するため、事業全体の計画を十分に確認した上で、融資計画書を共同で提出すること。  
※シンジケートローンの場合、アレンジャーとなる指定金融機関及び利子補給対象事業者と共同で融資計画書を提出すること。  
※資金供給の場合、指定金融機関、資金供給者及び利子補給対象事業者の3者共同で融資計画書を提出すること。
- 指定金融機関は、融資計画書をSII宛てに提出すること。
- 指定金融機関は、融資計画書の提出後、内容に変更があった場合、速やかにSIIへ報告を行うこと。

## 融資計画書の提出手順



## ▶ 複数行、複数回の融資の場合

1つの利子補給対象事業に紐づく融資であれば、複数行、複数回で交付申請が可能のため、融資計画書は、融資ごとに共同提出すること。

## 2-3 提出書類

提出書類一覧は以下の表のとおり。

○:必須 一:不要

融資計画書 提出書類一覧						
NO	提出書類	提出方法	要件			備考
			(ア)	(イ)	(ウ)	
融資計画書 (S I I 指定書式)						
1	(様式第1) 融資計画書	郵送 及び 電子メール (Excel)	○	○	○	
2	(別添1) 融資計画詳細		○	○	○	・4シート全て入力すること。 ※Excelシート名：(別添1) 融資計画詳細1～4
3	(別添2) 役員名簿 (利子補給対象事業者)		○	○	○	・利子補給対象事業者の情報を入力すること。
4	(別添3) 利子補給金の交付の対象となる経費リスト		○	○	○	
5	(別添4) エネルギー消費効率の根拠 (要件ア)		○	-	-	
6	(別添5) エネルギー消費原単位の改善根拠 (要件イ)		-	○	-	
7	(別添6) 省エネルギー取組の根拠 (要件ウ)		-	-	○	
8	(別添7) 見込み省エネルギー量の算出		○	○	○	
添付書類 (自由書式)						
9	見積書	郵送	○	○	○	・(別添3) 利子補給金の交付の対象となる経費リストの整合性が確認できる見積書を添付すること。 ・作成日、作成者、宛先等が明記され、作成者の捺印がされていること。 ・費用の記載箇所がわかるようにマーカーや付箋等で印をつけること。
10	省エネ計算の裏付け資料		○	○	○	・設備のカタログや仕様書又は実測データ、図面等の省エネ計算の裏付け資料を添付すること。 ・作成者が明記されていること。 ・省エネ計算根拠の記載箇所がわかるよう、マーカーや付箋等で印をつけること。 ・要件ア「照明や空調」、要件ウ「データセンターのクラウドサービス活用」については簡易的な計算ができる申請サポートツールを利用することも可能 (使用は任意)。

## &lt;提出書類の留意点&gt;

- ・書類は郵送及び電子メールにて提出すること (提出先は公募要領15ページに記載)。  
※全ての提出書類を郵送し、融資計画書 (NO. 1～8) は電子メールでも提出すること。

## 郵送で提出する際の注意事項

- ・「片面印刷」で出力・提出すること。
- ・全ての提出書類をコピーして保管し、(様式第1) 融資計画書は原本を提出し、必ず写しを控えておくこと。
- ・複数の融資計画書を提出する際は、申請ごとにクリアファイル等に分けて提出すること。
- ・一覧に記載の提出書類ごとに中仕切りを挿入すること。
- ・A4判のファイル (2穴タイプ) で綴じられるよう、全ての提出書類に2穴をあけておくこと。  
※A3となる場合には、折りたたんで提出すること (袋とは不可)。
- ・ホチキス留めはしないこと。

## 電子メールで提出する際の注意事項

- ・メール件名は指定された件名で送付すること (件名は公募要領15ページに記載)。
- ・添付ファイルは指定されたファイル名「新規融資分\_融資計画書\_利子補給対象事業者名」で送付すること。

## 2-4 書類提出先と締切日

ファイリングした提出書類一式(14ページ参照)を以下の期限までに提出(必着)すること。

第2回:2020年8月18日(火)17時

第3回:2020年10月上旬

第4回:2020年11月中旬

※指定金融機関が申請書類の提出を行うこと。

※申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。

## 《書類提出先(郵送)》

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル6階

一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部

令和2年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」

融資計画書(新規融資案件)在中

※上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。

※申請書類は返却しないため、必ず写しを控えておくこと。

※郵送先宛名には略称「SII」は使用しないこと。

※配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること。

※申請毎にクリアファイル等に分け、一つの封筒にまとめて郵送すること。

## 《書類提出先(電子メール)》

一般社団法人環境共創イニシアチブ

事業第1部 利子補給金担当

「[riho-shinsei@sii.or.jp](mailto:riho-shinsei@sii.or.jp)」宛

メールの件名を必ず「令和2年度利子補給 融資計画書(新規融資案件)」とすること

※添付ファイルは指定されたファイル名で送付すること。

## 2-5 問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ

事業第1部

令和2年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」の申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-4460

受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

事業ページURL: <https://sii.or.jp/rishihokyu02/>



事業ページQRコード



**2-6 審査**

SIIは、融資計画書の内容について以下の項目に従って審査を行う(必要に応じて指定金融機関及び利子補給対象事業者へヒアリングを実施)。SII内に設置した有識者で構成される外部委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行い、予算の範囲内で交付方針の決定をする。

**【審査項目】**

- ・融資計画の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・融資計画の内容が、利子補給対象事業の要件(P.6参照)を満たしていること。

**2-7 交付方針決定通知書**

審査の結果については、交付方針決定通知書の発送をもって、指定金融機関及び利子補給対象事業者に通知する。

なお、SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結された場合には、利子補給金の交付対象とはならないため注意すること。

第2回:2020年9月下旬(予定)

第3回:2020年11月下旬(予定)

第4回:2020年12月下旬(予定)

**2-8 融資計画書の変更**

指定金融機関は、交付決定を受ける前に、融資計画書の内容に変更が生じる場合には、速やかにSIIにその変更内容を報告し、SIIの指示を受けなければならない。

※変更内容によっては交付決定の方針が変更となる場合がある。

※代表者、事業者名又は住所が変更となった場合は、変更届を提出する必要があるため、必ずSIIへ連絡すること。



### **3. 交付申請～交付決定**

---

## 3-1 交付申請

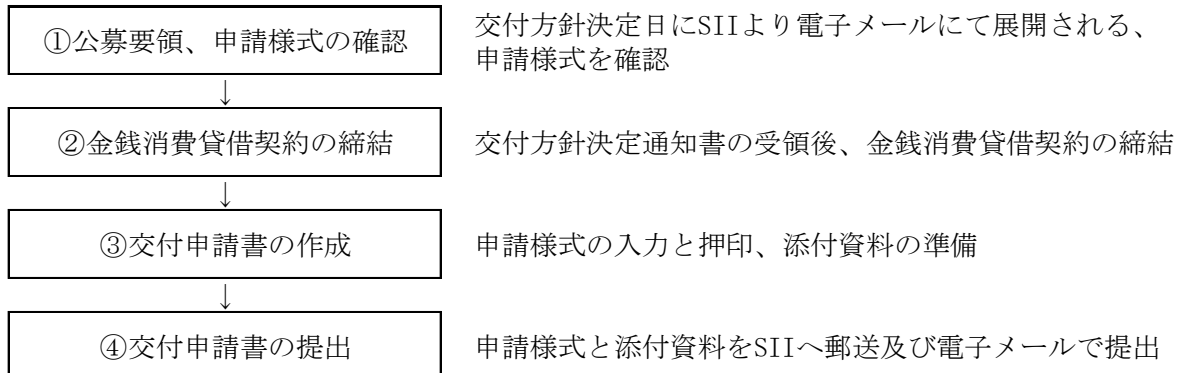
## (1) 交付の申請

交付方針決定通知書を受けた指定金融機関は、利子補給対象事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後、速やかに交付申請書を作成し、SIIへ提出すること。

## (2) 交付申請書の提出期限

2021年1月15日(金)17時必着とする。

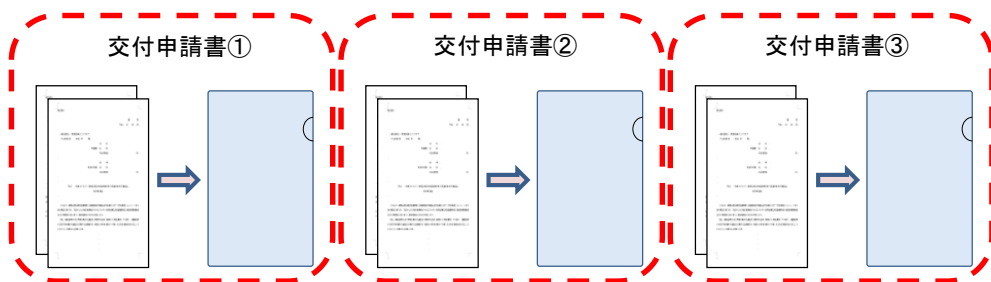
## 交付申請の手順



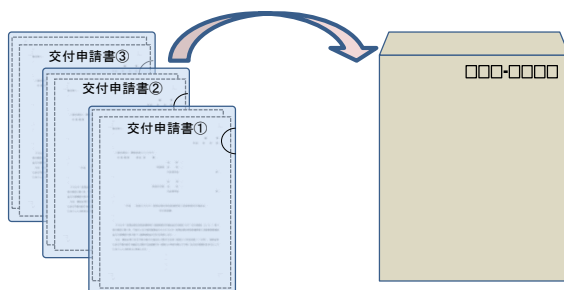
※ SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結させた場合には、利子補給金の交付対象とはならないため注意すること。

## 郵送提出時のファイリング参考例

(1) 申請ごとにクリアファイル等に分ける。



(2) 一つの封筒にまとめてSIIへ郵送する。



## 3-2 提出書類

NO	提出書類	提出方法	ファイル形式	ファイル名	備考
1	(様式第3) 交付申請書 (新規融資案件)	郵送	-	-	・押印済みの(様式第3) 交付申請書のみ、原本を郵送で提出すること。(片面印刷)
2	(様式第3) 交付申請書 (新規融資案件)	電子 メール	Excel	新規融資分_交付申請書_受付番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイル名の末尾に「_ (半角アンダーバー) 受付番号」を入力すること。</li> <li>・(別添1) 継続融資詳細 (交付申請) は3シート全て入力すること。</li> </ul>
3	(別添1) 融資計画詳細 (交付申請)				
4	金銭消費貸借契約証書の写し		PDF	契約証書_受付番号	

## 3-3 書類提出先と締切日

金銭消費貸借契約を締結後、速やかにSIIに提出すること。  
なお、交付申請書類の提出期限は、2021年1月15日(金)17時必着とする。

- ※ 指定金融機関が申請書類の提出を行うこと。
- ※ 申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。

## 《書類提出先(郵送)》

〒104-0061  
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル6階  
一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部  
令和2年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」  
交付申請書(新規融資案件)在中

- ※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。
- ※ 申請書類は返却しないため、必ず写しを控えておくこと。
- ※ 郵送先宛名には略称「SII」は使用しないこと。
- ※ 配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること。
- ※ 申請毎にクリアファイル等に分け、一つの封筒にまとめて郵送すること。

## 《書類提出先(電子メール)》

一般社団法人環境共創イニシアチブ  
事業第1部 利子補給金担当  
「[riho-shinsei@sii.or.jp](mailto:riho-shinsei@sii.or.jp)」宛  
メールの件名を必ず「令和2年度利子補給 交付申請書(新規融資案件)」とすること

- ※ 添付ファイルは指定されたファイル名で送付すること。

## 3-4 問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ  
事業第1部  
令和2年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」の申請に関するお問い合わせ窓口  
TEL:03-5565-4460  
受付時間:10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)  
事業ページURL: <https://sii.or.jp/rishihokyu02/>



事業ページQRコード

**3-5 審査**

SIIは、交付申請書の提出があったときは、当該申請書を以下の項目に従って審査を行う。また、必要に応じて申請者へのヒアリング、現地調査等を行う。

**【審査項目】**

融資計画書の内容と一致していること。

(融資期間、融資契約金額、利子補給率が融資計画書と交付申請書で一致していること。)

**3-6 交付決定**

SIIは、審査の結果、利子補給金を交付すべきものと認めるときは、指定金融機関に対し、交付決定通知書の発送をもって、利子補給金の交付決定について通知する。

**3-7 公表**

交付決定後、指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、事業実施場所、利子補給金交付決定額をSIIのホームページ等に掲載する。但し、利子補給対象事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該利子補給対象事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

gBizINFO(ジービズインフォ)

交付決定等の内容は、国のジービズインフォにおいてオープンデータとして原則公開される。

(法人番号のない者(個人事業主)を除く。)

ジービズインフォ：<https://info.gbiz.go.jp/>

**3-8 交付決定後の変更**

指定金融機関は、交付決定の通知を受けた融資について、融資条件等を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書をSIIIに提出し、その承認を受けること。

※ 計画変更等についてSIIの承認を得ることなく、当初の計画の内容と異なる融資を行っていた場合、利子補給金の支払いが認められない場合がある。

※ 変更内容によっては、承認されない場合があるため、留意すること。

**3-9 交付決定の取消し、罰則等**

指定金融機関及び利子補給対象事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 補助金適正化法第17条第2項の規定による交付決定の取消し。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、不正の内容の公表。





## 4. 実績報告～ 利子補給金の支払

---

**4-1 概算払請求をする場合の手続き**

## (1) 概算払請求等

## ① 概算払請求

指定金融機関は、利子補給金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を以下の期限までに提出（必着）すること。

単位期間Ⅱ：2021年2月5日（金） 17時

## ② 概算払

SIIは、概算払請求書を受理した後、必要があると認められる場合には、指定金融機関に利子補給金の概算払を行う。

## (2) 実績報告等

指定金融機関は、SIIへ実績報告書を以下の期限までに提出（必着）すること。

単位期間Ⅱ：2021年3月15日（月） 17時

## (3) 利子補給金の額の確定

SIIは、実績報告書を受理した後、書類検査及び必要に応じて現地調査等を行い、利子補給金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、確定通知書により指定金融機関に通知する。

※概算払金額と交付確定額が同額の場合には、精算払請求書の提出は不要。

**4-2 精算払請求をする場合の手続き****(1) 実績報告等**

指定金融機関は、SIIへ実績報告書を以下の期限までに提出(必着)すること。

単位期間Ⅱ：2021年3月15日(月) 17時

**(2) 利子補給金の額の確定**

SIIは、実績報告書を受理した後、書類検査及び必要に応じて現地調査等を行い、利子補給金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、確定通知書により指定金融機関に通知する。

**(3) 精算払請求書の提出**

指定金融機関は、SIIへ精算払請求書を以下の期限までに提出(必着)すること。

単位期間Ⅱ：2021年3月19日(金) 17時

**(4) 利子補給金の支払**

SIIは、精算払請求書を受理した後、指定金融機関へ利子補給金の支払を行う。

## 4-3 実績報告時の提出書類

NO	提出書類	提出方法	ファイル形式	ファイル名	備考
1	(様式第7) 実績報告書	郵送	-	-	・押印済みの(様式第7) 実績報告書のみ、原本を郵送で提出すること。(片面印刷)
2	(様式第7) 実績報告書	電子メール	Excel	新規融資分_実績報告書_受付番号	・ファイル名の末尾に「_ (半角アンダーバー) 受付番号」を入力すること。
3	(別添1) 融資計画詳細 (実績報告)				・(別添1) 継続融資詳細は3シート全て入力すること。

## 4-4 書類提出先(実績報告)

《書類提出先(郵送)》

〒104-0061  
 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル6階  
 一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部  
 令和2年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」  
 実績報告書(新規融資案件)在中

- ※上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。
- ※申請書類は返却しないため、必ず写しを控えておくこと。
- ※郵送先宛名には略称「SII」は使用しないこと。
- ※配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること。
- ※申請毎にクリアファイル等に分け、一つの封筒にまとめて郵送すること。

《書類提出先(電子メール)》

一般社団法人環境共創イニシアチブ  
 事業第1部 利子補給金担当  
 「riho-shinsei@sii.or.jp」宛  
 メールの件名を必ず「令和2年度利子補給 実績報告書(新規融資案件)」とすること

- ※添付ファイルは指定されたファイル名で送付すること。

## 4-5 精算払又は概算払請求時の提出書類

NO	提出書類	提出方法	ファイル形式	ファイル名	備考
1	(様式第9) 精算払請求書 又は (様式第9) 概算払請求書	郵送	-	-	・押印済みの原本を郵送で提出すること(片面印刷)
2	(様式第9) 精算払請求書 又は (様式第9) 概算払請求書	電子メール	Excel	新規融資分_精算払請求書_受付番号 又は 新規融資分_概算払請求書_受付番号	ファイル名の末尾に「_(半角アンダーバー) 受付番号」を入力すること。

## 4-6 書類提出先(精算払又は概算払請求)

《書類提出先(郵送)》

〒104-0061  
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル6階  
一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部  
令和2年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」  
精算払又は概算払請求書(新規融資案件)在中

- ※上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。
- ※申請書類は返却しないため、必ず写しを控えておくこと。
- ※郵送先宛名には略称「SII」は使用しないこと。
- ※配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること。
- ※申請毎にクリアファイル等に分け、一つの封筒にまとめて郵送すること。

《書類提出先(電子メール)》

一般社団法人環境共創イニシアチブ  
事業第1部 利子補給金担当  
「riho-shinsei@sii.or.jp」宛  
メールの件名を必ず「令和2年度利子補給 精算払又は概算払請求書(新規融資案件)」とすること

- ※添付ファイルは指定されたファイル名で送付すること。



## 5. 資料

---

## 5-1 指定金融機関一覧

指定金融機関のお問い合わせ窓口の詳細は、SIIのホームページを参照すること。

<https://sii.or.jp/rishihokyu02/financial-list.html>

## 指定金融機関一覧(72金融機関)

2020年7月14日時点(五十音順)

愛知銀行	熊本銀行	玉島信用金庫	福井信用金庫
足利銀行	桑名三重信用金庫	中国銀行	福岡銀行
阿南信用金庫	群馬銀行	銚子信用金庫	北都銀行
アルプス中央信用金庫	興能信用金庫	筑波銀行	北陸銀行
飯田信用金庫	甲府信用金庫	東北銀行	北海道信用金庫
伊予銀行	四国銀行	栃木銀行	北國銀行
岩手銀行	静岡銀行	長野銀行	三重銀行
上田信用金庫	七十七銀行	長野県信用組合	みずほ銀行
愛媛銀行	十六銀行	長野信用金庫	三井住友銀行
遠州信用金庫	商工組合中央金庫	西中国信用金庫	三井住友信託銀行
大垣共立銀行	荘内銀行	日本政策投資銀行	三菱UFJ銀行
大阪信用金庫	常陽銀行	八十二銀行	宮崎銀行
沖縄振興開発金融公庫	新湊信用金庫	肥後銀行	もみじ銀行
鹿児島銀行	親和銀行	ひまわり信用金庫	山形銀行
北九州銀行	諏訪信用金庫	百五銀行	山口銀行
岐阜信用金庫	第四銀行	百十四銀行	山梨中央銀行
君津信用組合	高岡信用金庫	広島銀行	りそな銀行
紀陽銀行	高崎信用金庫	福井銀行	稚内信用金庫



**5-2 指定金融機関の業務**

指定金融機関は、本事業において以下の業務を行わなければならない。また、SIIや事業者からの問い合わせや不備対応等に対し、確実に対応すること。

1. 利子補給対象事業を検討する利子補給対象事業者に対し、本事業内容・要件について詳細な説明を行うとともに、融資計画書の提出を行う場合には、提出する内容が公募要領の要件を満たしていることを確認し、融資計画書をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
2. 融資計画書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。
3. SIIより送付する交付(又は不交付)方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者へ審査結果を速やかに通知する。
4. 交付方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者と金銭消費貸借契約の締結を行う。
5. 金銭消費貸借契約を締結した後、交付申請書に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
6. 利子補給対象事業者との金銭消費貸借契約に係る取引証憑をSIIが確認できるようにする。
7. 交付申請書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。
8. SIIより送付する交付決定通知書を受理した後、交付対象融資の内容、利子補給対象事業の内容に変更が生じる場合、速やかにSIIに報告し、その指示に従う。
9. 利子補給対象事業に係る省エネルギー設備又はサービス等の検収・支払、及び用途等の確認を行う。また、利子補給対象事業の実施に係る証憑をSIIからの求めに応じて提出できるよう保管する。
10. SIIから利子補給金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を提出する。
11. 実績報告書等に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
12. 実績報告書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類検査上必要な対応を速やかに行う。必要に応じてSIIが行う現地調査にも対応する。
13. SIIより送付する利子補給金の額の確定通知書を受理した後、利子補給金の精算払請求書を提出(概算払金額と交付確定額が同額の場合は不要)する。
14. 利子補給対象事業の完了後、原則として、交付方針決定時の計画省エネルギー効果の達成を確認する。
15. 経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合は、速やかに対応する。
16. 本事業に関連する資料を、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存する。SIIより閲覧及び提出の依頼があった場合は、速やかに対応する。



## **6. 融資計画書の入力例**

---

## 6-1 (様式第1) 融資計画書

様式第1

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

2020 年 ○○ 月 ○○ 日

- ・西暦で入力すること。
- ・申請期間内の日付を入力すること。

- ・指定金融機関の申請（様式1）の金融機関情報と入力内容を統一すること。
- ・金融機関情報に変更がある場合は、SIIへ事前に連絡すること。

指定金融機関

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

名 称 株式会社○○銀行

代表取締役

代表者等名

○○ ○○

印

- ・ゴム印を使用しないこと。
- ・住所は都道府県から入力すること。
- ・名称は正式名称を入力すること。  
(略称名や㈱は不可)
- ・役職名を入力すること。
- ・役職名と氏名はセルを分けて入力すること。  
(上段に役職名、下段に氏名)

利子補給対象事業者

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

名 称 株式会社○○○○

代表取締役

代表者等名

○○ ○○

印

&lt;個人事業主の場合&gt;

- ・名称は「個人事業主名（屋号または代表者氏名）」を入力すること。
- ・代表者等名（上段セル/役職）は「代表」と入力すること。
- ・押印は「印鑑登録を行った実印」を押印すること。

令和2年度省エネルギー設備投資に係る利子補給金

融資計画書

省エネルギー設備投資に係る利子補給金交付規程（SII-F1-R-20200401。以下「交付規程」という。）第3条の規定する交付対象融資を行うため、交付規程第6条の規定に基づき、融資計画について下記のとおり提出します。

資金供給の場合は3者共同での融資計画書の提出が必要となる為、まずはSIIに連絡すること。

## 6-1 (様式第1) 融資計画書

記

## 1. 融資名称

○○○○○○○○にともなう融資

・資金用途が分かる名称を入力すること。

## 2. 融資計画の内容

※ (別添1) 融資計画詳細 参照

(注) この申請書には、S I I が指示する書面を添付すること。

6-2 (別添1) 融資計画詳細1

<入力例の返済条件>

- 返済間隔：月1回
- 返済日：月末
- 返済回数：84回（年12回×7年）

- 金銭消費貸借契約書内に明記する予定の内容を入力すること。
- 日付は西暦で入力すること。
- 融資期間は導入設備の法定耐用年数以内であること。  
※法定耐用年数は（別添3）利子補給金の交付の対象となる経費リストに入力する情報を確認すること。
- 融資期間の1年間は365日であること。（うるう年は366日）  
※法定対象年数が7年で融資期間の開始日が2020年11月1日の場合は、終了日は最長が2027年10月31日。

(別添1) 融資計画詳細

融資計画

1. 融資の内容

融資額	84,000,000	円
元金均等返済額	1,000,000	円
最終返済額	1,000,000	円
融資期間	自：2020年11月1日 至：2027年10月31日	
融資利率	1.1	%

内 交付対象融資額	84,000,000	円
元金均等返済額	1,000,000	円
最終返済額	1,000,000	円
交付対象融資期間	自：2020年11月1日 至：2027年10月31日	
利子補給率	1.0	%

融資備考欄
-------

<シンジケートローンの入力例>  
 本件融資はシンジケートローンを利用します。  
 ・アレンジャー  
 ○○銀行 融資額 ○○○,○○○,○○○円  
 ・シンジケート団  
 △△銀行 融資額 ○○○,○○○,○○○円  
 □□銀行 融資額 ○○○,○○○,○○○円

<協調融資の記載例>  
 本件融資は協調融資となります。  
 △△銀行 融資額 ○○○,○○○,○○○円  
 □□銀行 融資額 ○○○,○○○,○○○円

シンジケートローンや協調融資等がある場合は入力すること。

- 日付は西暦で入力すること。
- 交付対象融資額は融資額の内、利子補給金の交付の対象となる金額を入力すること。
- 交付対象融資期間は融資期間内かつ10年以内であること。

2. 申請する利子補給金の額

単位	日付	利子補給金の額	付申請額 (円)		元金均等返済額 (円)	
			合計 (円)	融資額	交付対象融資額	
2020年度						
2020年度 単位期間Ⅱ	2020年11月1日	84,000,000				
	2020年12月1日	83,000,000				
	2021年1月1日	82,000,000				
	2021年2月1日	81,000,000				
	2021年3月1日	80,000,000				
				293,230		

上記、1. 融資の内容>交付対象融資期間の開始日、と同日を入力すること。

上記、1. 融資の内容>融資額、交付対象融資額、と同額を入力すること。

- 「開始日」、「終了日」、「融資残高」、「交付対象融資残高」、「利子補給率（最上段のみ）」を入力すること。

※その他の項目は自動で反映されます

- 日付は西暦で入力すること。
- 残高は開始日時点の金額を入力すること。
- 単位期間内で返済が複数回に分かれる場合、それぞれの期間と残高を入力すること。

6-3 (別添1) 融資計画詳細2

(別添1) 融資計画詳細

<入力例の返済条件>
・返済間隔：月1回 ・返済日：月末 ・返済回数：84回（年12回×7年）

Table with columns for Unit Period (Unit Period), Start Date, End Date, Days, Interest Rate, Loan Amount, Repayment Amount, Interest Subsidy Rate, Total Interest Subsidy, and Total Repayment. It contains multiple rows for different periods from 2021 to 2029.

・「開始日」、「終了日」、「融資残高」、「交付対象融資残高」、「利子補給率（最上段のみ）」を入力すること。
※その他の項目は自動で反映されます
・日付は西暦で入力すること。
・残高は開始日時点の金額を入力すること。
・単位期間内で返済が複数回に分かれる場合、それぞれの期間と残高を入力すること。

(別添1) 融資計画詳細1>1. 融資の内容>交付対象融資期間の終了日、と同日を入力すること。

(別添1) 融資計画詳細1>1. 融資の内容>最終弁済額、と同額になること。

(別添1) 融資計画詳細1>1. 融資の内容>元金均等返済額、と同額か確認すること。

6-4 (別添1) 融資計画詳細3

(別添1)

法人の場合

4. 利子補給対象事業者情報

導入設備を利用する民間団体等名を入力すること。

事業者名	株式会社〇〇〇〇		設備等利用者名	株式会社〇〇〇〇	
(住所) 都道府県	〇〇県	市区町村	〇〇市〇〇町		
丁目・番地	〇丁目〇番〇号				
業種大分類	〇〇業		業種分類項目名	〇〇業	
資本金	〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円		従業員数	〇〇〇 人	
中小企業/個人事業主/その他 (いずれかを選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業		<input type="checkbox"/> 個人事業主		<input type="checkbox"/> その他
企業の内容	〇〇部品の製造				

公募要領P.51「日本標準産業分類」を参照して入力すること。

公募要領P.52「中小企業者について」を参照して選択すること。

5. 所在地 (省エネルギー設備の使用場所及び省エネルギー取組の実施場所)

(住所) 都道府県	〇〇県	市区町村	〇〇市〇〇町
丁目・番地	〇丁目〇番〇号		

6. 対象要件 (以下要件より該当する項目を選択すること。)

<input checked="" type="checkbox"/>	(ア) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 ※トップランナー基準を満たす設備の導入
<input checked="" type="checkbox"/>	(ア) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 ※トップランナー基準に該当しない設備で、エネルギー消費効率が高い設備の導入
<input type="checkbox"/>	(イ) 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。
<input type="checkbox"/>	(ウ) データセンターのクラウドサービス活用に関する事業。
<input type="checkbox"/>	(エ) EMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

該当する対象要件を選択すること。(複数選択可能)

7. 利子補給対象事業の概要

該当する導入設備区分を選択すること。(複数選択可能)

導入設備区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 増設
対象事業の概要	<p>例①：〇〇工場に〇〇機器を新設する事業</p> <p>例②：〇〇作業所の生産ラインを増設する事業 (現状6ラインから8ラインへ2ライン増設)</p>	
導入設備の概要	<p>例①：工場新設による〇〇機器新規導入 〇〇機器〇台、〇〇機器〇台の新規導入</p> <p>例②：生産ライン拡大による〇〇機器の増設 〇〇機器〇台、〇〇機器〇台の増設</p>	

本項目に入力された内容は、交付決定後、交付決定した指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、利子補給金の交付の対象となる融資の概要等をS I Iのホームページ等で公表することがあります。(個人事業主を除く)



## 6-4 (別添1) 融資計画詳細3

(別添1)

個人事業主の場合

## 4. 利子補給対象事業者情報

導入設備を利用する民間団体等名を入力すること。

事業者名	〇〇〇〇	設備等利用者名	〇〇〇〇
(住所) 都道府県	〇〇県		
丁目・番地	〇丁目〇番〇号		
業種大分類	無	業種分類項目名	無
資本金	0	円	従業員数 〇〇〇 人
中小企業/個人事業主/その他 (いずれかを選択)	中小企業 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>		
企業の内容	〇〇部品の製造		

「個人事業主名(屋号または代表者氏名)」を入力すること。

資本金は「0」と入力すること。

業種大分類、業種分類項目名は「無」と入力すること。

## 5. 所在地(省エネルギー設備の使用場所及び省エネルギー取組の実施場所)

(住所) 都道府県	〇〇県	市区町村	〇〇市〇〇町
丁目・番地	〇丁目〇番〇号		

## 6. 対象要件(以下要件より該当する項目を選択すること。)

<input checked="" type="checkbox"/>	(ア) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 ※トップランナー基準を満たす設備の導入
<input checked="" type="checkbox"/>	(ア) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 ※トップランナー基準に該当しない設備で、エネルギー消費効率が高い設備の導入
<input type="checkbox"/>	(イ) 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。
<input type="checkbox"/>	(ウ) データセンターのクラウドサービス活用に関する事業。
<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇〇〇の導入等による省エネルギー取組に関する事業。

該当する対象要件を選択すること。(複数選択可能)

## 7. 利子補給対象事業の概要

導入設備区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 増設
対象事業の概要	<p>例①：〇〇工場に〇〇機器を新設する事業</p> <p>例②：〇〇作業所の生産ラインを増設する事業 (現状6ラインから8ラインへ2ライン増設)</p>
導入設備の概要	<p>例①：工場新設による〇〇機器新規導入 〇〇機器〇台、〇〇機器〇台の新規導入</p> <p>例②：生産ライン拡大による〇〇機器の増設 〇〇機器〇台、〇〇機器〇台の増設</p>

該当する導入設備区分を選択すること。(複数選択可能)

## 6-5 (別添1)融資計画詳細4

(別添1)  
融資計画詳細

本提出書類に関する問い合わせ先

指定金融機関

担当部署等	〇〇〇〇部
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
連絡先e-mail	〇〇〇〇@〇〇〇〇

利子補給対象事業者

担当部署等	〇〇〇〇部
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
連絡先e-mail	〇〇〇〇@〇〇〇〇

## 6-6 (別添2)役員名簿(利子補給対象事業者)

(別添2)

正式名称を入力すること。  
(略名や(株)、同上は不可)

役員名簿(利子補給対象事業者)

氏名(カナ)	氏名(漢字)	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	S	30	03	04	M	株式会社〇〇〇〇	代表取締役
△△△△ △△△△	△△△ △△	S	40	01	10	M	株式会社〇〇〇〇	取締役
□□ □□□	□ □□	S	45	12	12	M	株式会社〇〇〇〇	取締役

- ・氏名(カナ)は半角で入力し、姓と名の間も半角で1マス空けて入力すること。
- ・氏名(漢字)は全角で入力し、姓と名の間も全角で1マス空けて入力すること。

<個人事業主の場合>  
会社名は「個人事業主名(屋号または代表者氏名)」を入力すること。  
代表者の役職名は「代表」を入力すること。

(注)

役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を入力すること。

また、外国人については、氏名漢字欄はアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。

6-7 (別添3) 利子補給金の交付の対象となる経費リスト

(別添3)  
利子補給金の交付の対象となる経費リスト

NO	対象要件	名称	費用区分	発注予定日	支払予定日	納入予定日	型番	耐用年数	単価	個数(回数)	小計	補足事項
1	(ア)	〇〇加工機	設備費	2020/〇/〇	2020/〇/〇	2020/〇/〇	〇〇-〇〇	7	〇〇〇,〇〇〇	2	〇〇〇,〇〇〇	見積書①参照
2	(ア)	〇〇加工機	工事費	2020/〇/〇	2020/〇/〇	2020/〇/〇		-	〇〇〇,〇〇〇	1	〇〇〇,〇〇〇	見積書①参照
3	(ア)	〇〇エアコン	設備費	2020/〇/〇	2020/〇/〇	2020/〇/〇	〇〇-〇〇	7	〇〇〇,〇〇〇	5	〇〇〇,〇〇〇	見積書②参照
4	(ア)	〇〇エアコン	工事費	2020/〇/〇	2020/〇/〇	2020/〇/〇		-	〇〇〇,〇〇〇	1	〇〇〇,〇〇〇	見積書②参照
5	(ア)	〇〇照明	設備費	2020/〇/〇	2020/〇/〇	2020/〇/〇	〇〇-〇〇	5	〇〇〇,〇〇〇	10	〇〇〇,〇〇〇	見積書③参照
6	(ア)	〇〇照明	設備費	2020/〇/〇	2020/〇/〇	2020/〇/〇	〇〇-〇〇	5	〇〇〇,〇〇〇	10	〇〇〇,〇〇〇	見積書③参照
7	(ア)	〇〇照明	設備費	2020/〇/〇	2020/〇/〇	2020/〇/〇	〇〇-〇〇	5	〇〇〇,〇〇〇	10	〇〇〇,〇〇〇	見積書③参照
8	(ア)	〇〇照明	工事費	2020/〇/〇	2020/〇/〇	2020/〇/〇		-	〇〇〇,〇〇〇	1	〇〇〇,〇〇〇	見積書③参照 ※NO.5~7の工事費合計
9												
19												
20												
合計											84,000,000	1

(別添1) 融資計画詳細1>1. 融資の内容>融資期間は、法定耐用年数以内か確認すること。  
※導入設備により法定耐用年数が異なる場合、最長年数が最長融資期間となる。

(別添1) 融資計画詳細1>1. 融資の内容>交付対象融資額、の金額以上であることを確認すること。

対象要件	内容
(ア)	エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。
(イ)	省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。
(ウ)	データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

費用区分	
設計費	省エネルギー設備等の導入
設備費	省エネルギー設備等の購入
工事費	省エネルギー設備等の導入 ※工事実施に伴う工事用図

- ・ 利子補給の対象となる経費を全て入力すること。  
※対象外の経費は入力しないこと。
- ・ 添付する見積書と整合性をとること。
- ・ 添付する見積書の該当項目にマーカーや付箋等で印をつけること。
- ・ 税抜費用を入力すること。
- ・ 様式の枚数が不足する場合はSIIへ連絡すること。

6-8 (別添4)エネルギー消費効率の根拠(要件ア)

(別添4)\_1  
エネルギー消費効率の根拠(要件ア)

1. 対象要件内容(以下要件より該当する項目を選択すること。)

<input checked="" type="checkbox"/>	トップランナー基準を満たす設備の導入(以下、2を記載)
<input type="checkbox"/>	トップランナー基準に該当しない設備で、エネルギー消費効率が高い設備の導入(以下、3を記載)

該当する対象要件を選択すること。

2. 設備詳細(トップランナー基準を満たす設備の導入)

製造メーカー	株式会社〇〇〇〇
製品名	〇〇エアコン
型番	〇〇-〇〇
比較指標	基準エネルギー消費効率
導入台数	5
トップランナー基準	区分名A 5.8
導入設備	6.0

・注釈内容を確認の上入力すること。  
・導入設備が複数種類ある場合は、設備ごとに本様式を入力すること。  
・様式の枚数が不足する場合はSIIへ連絡すること。

(注)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/energy\\_efficiency/equipment/building\\_material](https://www.enecho.meti.go.jp/category/energy_efficiency/equipment/building_material)  
上記URLのページの「機器・建材トップランナー消費効率を満たしている内容を明建築材料(断熱材、サッシ、複層ガラス)

・注釈内容を確認の上入力すること。  
・導入設備が複数種類ある場合は、設備ごとに本様式を入力すること。  
・様式の枚数が不足する場合はSIIへ連絡すること。  
・(別添7)見込み省エネルギー量の算出も合わせて入力・提出すること。

3. 設備詳細(トップランナー基準に該当しない設備の導入)

一代前モデル	製造メーカー	株式会社〇〇〇〇
	製品名	〇〇加工機
	型番	〇〇-〇〇
	比較指標	1サイクルあたりの使用エネルギー量
〇〇製品を100個生産するときの使用エネルギー量: 100kw		
導入設備	製造メーカー	株式会社〇〇〇〇
	製品名	〇〇加工機
	型番	〇〇-〇〇
	比較指標	1サイクルあたりの使用エネルギー量
導入台数	1	
〇〇製品を100個生産するときの使用エネルギー量: 80kw		
省エネ要因	・パワーセーブ機能が搭載されたことにより、工具交換時等の機械停止時の消費電力量を削減。(添付資料〇の〇ページ参照)	

(注)

導入設備と一代前モデルの設備を比較し、エネルギー消費効率が改善されていることを明示すること。  
導入設備と同一製造メーカー同等製品にて、機能や構造の変更などがあった場合をモデル変更とみなし、導入設備に対して最も近いモデル変更を一代前とし、その変更前の設備を原則として一代前モデルとする。  
加えて、どのような技術を用いてそのエネルギー消費効率の改善を実現しているかを説明すること。カタログや仕様書又は実測データ、図面等の裏付け資料を添付すること。

## 6-9 (別添5) エネルギー消費原単位の改善根拠(要件イ)

(別添5)

エネルギー消費原単位の改善根拠(要件イ)

## 1. 事業実施前の原単位及びエネルギー使用量

- ・射出成形機(A-01)について  
 電力消費量 214,200 (kWh/年) ※昼間買電のみ  
 生産量 51.0 (t/年)  
 エネルギー使用量(原油換算)  
 $214,200 \text{ (kWh/年)} \div 1000 \times 9.97 \text{ [GJ]} \text{ (熱量換算係数)} \times 0.0258 \text{ [kl]} \text{ (原油換算係数)}$   
 $10\text{GJ}=0.258\text{kl} = 55.098 \text{ (kl/年)}$
- ・事業場全体のエネルギー使用量  
 電力消費量 233,000 (kWh/年) ※昼間買電のみ  
 エネルギー使用量(原油換算)  
 $233,000 \text{ (kWh/年)} \div 1000 \times 9.97 \text{ [GJ]} \text{ (熱量換算係数)} \times 0.0258 \text{ [kl]} \text{ (原油換算係数)}$   
 $10\text{GJ}=0.258\text{kl} = 59.934 \text{ (kl/年)}$
- ・事業場全体での原単位  
 $59.934 \text{ (kl/年)} \div 51.0 \text{ (t/年)} = 1.175 \text{ (kl/t)}$

- ・注釈内容を確認の上入力すること。
- ・(別添7) 見込み省エネルギー量の算出も合わせて入力・提出すること。
- ・必要に応じて原油換算表を利用すること。
- ・小数点以下の値が生じる場合は少数第四位を四捨五入して用いること。

## 2. 事業実施後の原単位

- ・射出成形機(A-02)について  
 電力消費量 136,000 (kWh/年) ※昼間買電のみ  
 生産量 31.0 (t/年)
- ・射出成形機(A-01及びA-02の合算)について  
 電力消費量  $214,200 \text{ (kWh/年)} + 136,000 \text{ (kWh/年)} = 350,200 \text{ (kWh/年)}$   
 生産量  $51.0 \text{ (t/年)} + 31.0 \text{ (t/年)} = 82.0 \text{ (t/年)}$   
 エネルギー使用量(原油換算)  
 $350,200 \text{ (kWh/年)} \div 1000 \times 9.97 \text{ [GJ]} \text{ (熱量換算係数)} \times 0.0258 \text{ [kl]} \text{ (原油換算係数)}$   
 $10\text{GJ}=0.258\text{kl} = 90.08 \text{ (kl/年)}$
- ・その他の設備のエネルギー使用量 ※事業実施前と同じと仮定する。  
 $59.934 \text{ (kl/年)} - 55.098 \text{ (kl/年)} = 4.836 \text{ (kl/年)}$
- ・事業場全体のエネルギー使用量  
 $90.08 \text{ (kl/年)} + 4.836 \text{ (kl/年)} = 94.916 \text{ (kl/年)}$
- ・事業場全体での原単位  
 $94.916 \text{ (kl/年)} \div 82.0 \text{ (t/年)} = 1.158 \text{ (kl/t)}$

## 3. 原単位改善率

- ・事業場全体での原単位改善率  
 $\{ 1 - (1.158 \text{ (kl/t)} \div 1.175 \text{ (kl/t)}) \} \times 100 = 1.4\%$

(注)

エネルギー使用量の増減を計算に用いた定数や式等を具体的に示し、出来るだけ詳しく記入すること。  
 他の申請書類や添付資料と整合を取ること。  
 エネルギー消費原単位の算出にあたり原則、導入設備の生産量(tやm<sup>3</sup>、l等)を分母とすること。  
 生産量以外の単位を用いてエネルギー消費原単位改善の申請を行う場合は事前にSIIへ相談すること。  
 カタログや仕様書又は実測データ、図面等の裏付け資料を添付すること。

## 6-10 (別添6)省エネルギー取組の根拠(要件ウ)

(別添6)  
省エネルギー取組の根拠 (要件ウ)

1. 対象要件内容 (以下要件より該当する項目を選択すること。)

<input checked="" type="checkbox"/>	データセンターのクラウドサービス活用
<input checked="" type="checkbox"/>	EMSの導入

該当する対象要件を選択すること。(複数選択可能)

2. 取組内容の詳細

<クラウドサービスの活用>

- ・省エネルギー取組概要  
社内で運用しているメールシステム・勤怠管理システムを、データセンターを活用したクラウドサービスへ移行することにより、社内での消費エネルギーを削減する。
- ・利用データセンター名称  
〇〇データセンター
- ・データセンターのPUE値(実測値又は設計値)  
PUE値: 2.0(設計値) ※添付資料〇ページを参照

<EMSの導入>

- ・省エネルギー取組概要  
社内エネルギーコストの低減を図るべく、施設内の照明・空調設備・冷却設備等が使用するエネルギー量の現状把握(見える化)し、当該設備が使用するエネルギー量の削減を実現する為にEMSを導入する。
- ・導入機器  
動力制御装置 ※添付資料〇ページ参照
- ・削減効果(計画値)  
使用エネルギー量〇〇%削減見込み ※添付資料〇ページ参照

- ・注釈内容を確認の上入力すること。
- ・データセンターのクラウドサービス活用の場合は(別添7)見込み省エネルギー量の算出も合わせて入力・提出すること。

(注)

省エネルギー取組の内容について出来るだけ詳しく記入すること。  
他の申請書類や添付資料と整合を取ること。  
必要に応じて利用するサービスのカタログや裏付け資料を添付すること。

6-11 (別添7)見込み省エネルギー量の算出(要件アと要件ウ)

(別添7)  
見込み省エネルギー量の算出(要件アと要件ウ)

年間見込み省エネルギー率[%]	16.65
年間見込み省エネルギー量[kl]	9,322

No	製品名	型番	年間見込み省エネルギー率 [%]	年間見込み省エネルギー量 [kl]	算出根拠
1	〇〇加工機	〇〇 - 〇〇	29.60 %	0.875 kl	<p>一代前モデルの1サイクルあたりの電力使用量: 28.7kWh 導入予定設備の1サイクルあたりの電力使用量: 20.2kWh 年間の想定サイクル数を200回として以下の式に代入し、見込み省エネルギー量[kWh/年]を算出。 (一代前モデルの1サイクルあたりの電力使用量[kWh] - 導入設備の1サイクルあたりの電力使用量[kWh]) × 年間想定サイクル数 × 導入台数 2台 = 見込み省エネルギー量[kWh/年] 見込み省エネルギー量: 3400kWh/年 見込み省エネルギー量[kWh/年]を以下の式に代入し、原油換算[kl/年]する。 見込み省エネルギー量[kl/年] = 見込み省エネルギー量[kWh/年] ÷ 1000 × 9.97[GJ] (熱量換算係数) × 0.0258[kl] (原油換算係数: 10GJ=0.258kl) 見込み省エネルギー量: 0.875kl/年 見込み省エネルギー率: 29.6%/年 ※算出根拠は、申請者自ら手計算した見込み省エネルギー計算を記載してもよい。</p>
<p>・別シート、「【参考】見込み省エネルギー量の算出」を確認し入力すること。 ・様式の枚数が不足する場合はSIIへ連絡すること。 ・必要に応じて原油換算表を利用すること。 ・見込み省エネルギー率は「導入設備の使用エネルギー量」を分子、「比較対象設備(一代前モデル等)の使用エネルギー量」を分母として見込み省エネルギー率を算出し入力すること。</p>					
2	〇〇空調設備	〇〇 - 〇〇	9.80 %	1.035 kl	<p>算出根拠は、別添「申請サポートツール(空調)」を利用。 比較対象設備の電力使用量: 8,219kWh/年 導入予定設備の電力使用量: 7,414kWh/年 上記を以下の式に代入し、見込み省エネルギー量[kWh/年]を算出。 ・比較対象設備の電力使用量[kWh/年] - 導入予定設備の電力使用量[kWh/年] × 導入台数 5台 = 見込み省エネルギー量[kWh/年] 見込み省エネルギー量: 4,025kWh/年 見込み省エネルギー量[kWh/年]を以下の式に代入し、原油換算[kl/年]。 ・見込み省エネルギー量[kl/年] = 見込み省エネルギー量[kWh/年] ÷ 1000 × 9.97[GJ] (熱量換算係数) × 0.0258[kl] (原油換算係数: 10GJ=0.258kl) 見込み省エネルギー量: 1.035kl/年 見込み省エネルギー率: 9.8%/年 ※算出根拠は、申請者自ら手計算した見込み省エネルギー計算を記載してもよい。</p>
3	〇〇照明	〇〇 - 〇〇	4.20 %	0.108 kl	<p>算出根拠は、別添「申請サポートツール(照明)」を利用。 比較対象設備の電力使用量: 994kWh/年 導入予定設備の電力使用量: 952kWh/年 上記を以下の式に代入し、見込み省エネルギー量[kWh/年]を算出。 ・見込み省エネルギー量[kWh/年] = 比較対象設備の電力使用量[kWh] - 導入予定設備の電力使用量[kWh/年] × 導入台数 10台 = 見込み省エネルギー量[kWh/年] 見込み省エネルギー量: 420kWh/年 見込み省エネルギー量[kWh/年]を以下の式に代入し、原油換算[kl/年]。 ・見込み省エネルギー量[kl/年] = 見込み省エネルギー量[kWh/年] ÷ 1000 × 9.97[GJ] (熱量換算係数) × 0.0258[kl] (原油換算係数: 10GJ=0.258kl) 見込み省エネルギー量: 0.108kl/年 見込み省エネルギー率: 4.2%/年 ※算出根拠は、申請者自ら手計算した見込み省エネルギー計算を記載してもよい。</p>
4	データセンターのクラウドサービス	〇〇 - 〇〇	23.00 %	7.304 kl	<p>算出根拠は、別添「申請サポートツール(データセンターのクラウドサービス活用)」を利用。 データセンター移行前システムの推計消費電力量: 123,456kWh/年 PUE値の改善率: 23% 上記を以下の式に代入し、見込み省エネルギー量[kWh/年]を算出。 ・見込み省エネルギー量[kWh/年] = 推計消費電力量[kWh/年] × 改善率[%] 見込み省エネルギー量: 28,394.88kWh/年 見込み省エネルギー量[kWh/年]を以下の式に代入し、原油換算[kl/年]。 ・見込み省エネルギー量[kl/年] = 見込み省エネルギー量[kWh/年] ÷ 1000 × 9.97[GJ] (熱量換算係数) × 0.0258[kl] (原油換算係数: 10GJ=0.258kl) 見込み省エネルギー量: 7.304kl/年 見込み省エネルギー率: 23.0%/年 ※算出根拠は、申請者自ら手計算した見込み省エネルギー計算を記載してもよい。</p>



6-12 (別添7)見込み省エネルギー量の算出(要件イ)

(別添7)  
見込み省エネルギー量の算出(要件イ)

■エネルギー消費原単位

<事業実施前のエネルギー消費原単位【C】>

$$\begin{matrix} \boxed{1.175} \\ \text{[ kJ / t ]} \end{matrix} = \frac{\boxed{59.934} \dots \text{【B】年間エネルギー使用量[kJ]}}{\boxed{51.000} \dots \text{【A】生産量 [ t ]}}$$

<事業実施後のエネルギー消費原単位【F】>

$$\begin{matrix} \boxed{1.158} \\ \text{[ kJ / t ]} \end{matrix} = \frac{\boxed{94.916} \dots \text{【E】年間エネルギー使用量[kJ]}}{\boxed{82.000} \dots \text{【D】生産量 [ t ]}}$$

・「(別添5) エネルギー消費原単位の改善根拠」で算出した数値を入力すること。  
※他項目は全て自動計算です。

■原単位改善率【G】

$$\boxed{1.40\%} = \left( 1 - \frac{\boxed{1.158} \dots \text{【F】事業実施後のエネルギー消費原単位}}{\boxed{1.175} \dots \text{【C】事業実施前のエネルギー消費原単位}} \right) \times 100$$

■見込み省エネルギー量の計算

事業実施前				事業実施後				【G】 改善率	【H】 年間みなしエ ネルギー使用量 [kJ]	【I】 年間みなし省エ ネルギー量[kJ]
【A】 生産量	単位	【B】 年間エネルギー 使用量[kJ]	【C】 原単位 (B)/(A)	【D】 生産量	単位	【E】 年間エネルギー 使用量[kJ]	【F】 原単位 (E)/(D)			
51.000	t	59.934	1.175	82.000	t	94.916	1.158	1.40%	59.058	0.876



## 7. 付録

---

## ◇日本標準産業分類 ※申請様式の(別添1)融資計画詳細3を作成する際にご覧ください。

大分類	中分類	分類項目名	大分類	中分類	分類項目名				
A	農業,林業	01	卸売業,小売業 (続き)	53	建築材料,鉱物・金属材料等 卸売業				
		02				林業			
B	漁業	03				54	機械器具卸売業		
		04				04	水産養殖業	55	その他の卸売業
C	鉱業,採石業, 砂利採取業	05				05	鉱業,採石業,砂利採取業	56	各種商品小売業
							57	織物・衣服・身の回り品小売業	
D	建設業	06				58	飲食料品小売業		
		07				59	機械器具小売業		
		08				60	その他の小売業		
E	製造業	09				J	金融業,保険業	61	無店舗小売業
		10						62	銀行業
		11						63	協同組織金融業
		12						64	貸金業,クレジットカード業等 非預金信用機関
		13						65	金融商品取引業,商品先物取引業
		14						66	補助的金融業等
		15						67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
		16				K	不動産業,物品賃 貸業	68	不動産取引業
		17						69	不動産賃貸業・管理業
		18						70	物品賃貸業
		19				L	学術研究,専門・技 術サービス業	71	学術・開発研究機関
		20						72	専門サービス業(他に分類され ないもの)
		21						73	広告業
		22						74	技術サービス業(他に分類され ないもの)
		23						M	宿泊業,飲食サー ビス業
		24	76	飲食店					
		25	N	生活関連サービ ス業,娯楽業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業			
		26			78	洗濯・理容・美容・浴場業			
		27			79	その他の生活関連サービス業			
		28			80	娯楽業			
		29	O	教育,学習支援業	81	学校教育			
		30			82	その他の教育,学習支援業			
		F	電気・ガス・熱供 給・水道業	31	P	医療,福祉	83	医療業	
32	84			保健衛生					
33	85			社会保険・社会福祉・介護事業					
34	Q			複合サービス事業			86	郵便局	
35		87	協同組合(他に分類されないもの)						
G	情報通信業	36	R	サービス業(他に 分類されないもの)	88	廃棄物処理業			
		37			89	自動車整備業			
		38			90	機械等修理業			
		39			91	職業紹介・労働者派遣業			
		40			92	その他の事業サービス業			
H	運輸業,郵便業	41	93	政治・経済・文化団体					
		42	94	宗教					
		43	95	その他のサービス業					
		44	96	外国公務					
		45	S	公務(他に分類さ れるものを除く)	97	国家公務			
		46			98	地方公務			
		47							
		48	I	卸売業,小売業	T	分類不能の産業	99	分類不能の産業	
49	50	各種商品卸売業							
50	51	繊維・衣服等卸売業							
		51	52	飲食料品卸売業					

### ▶ 中小企業者について

中小企業基本法第2条に準じて、以下のとおり中小企業者を定義する。

業種	下記のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
①製造業、その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 業種の類型については、日本標準産業分類第13回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて（[http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei\\_13.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf)）を参照のこと。

※ 資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。

※ 但し、下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業者。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

※ 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいう。但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

※申請様式の(別添1)融資計画詳細3を作成する際にご覧ください。

——公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡窓口——

一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 利子補給担当

**TEL:03-5565-4460**

**<https://sii.or.jp/rishihokyu02/>**

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>  
通話料がかかりますのでご注意ください。